

消費者庁等の徳島移転について

令和元年 6 月 21 日，消費者庁等の徳島移転に関する内容を含む「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」が，次のとおり閣議決定されました。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」〈抜粋〉

◎政府関係機関移転の推進

消費者庁については，2017 年 7 月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において，徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等を実施する取組を進め，成果をあげてきた。この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え，消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を 2020 年度に発足させるために必要な調整を進め，消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019

- ・東京一極集中に歯止めがかかっていない状況を踏まえ、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討し、年内に成案を得る。

(2) 政府関係機関の地方移転

<概要>

「総合戦略」、「移転基本方針」、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。)等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転の取組を進める。

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の推進

- ・研究機関・研修機関等の地方移転については、それぞれの取組について、関係者間で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。
- ・中央省庁の地方移転について、文化庁については、引き続き、遅くとも2021年度中を目指すとする京都への本格的な移転に向け機能強化を図るとともに、京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進める。
- ・消費者庁については、2017年7月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等を実施する取組を進め、成果をあげてきた。この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を2020年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。
- ・総務省統計局については、2018年4月に和歌山県に開設した「統計データ利活用センター」において、オンサイト施設の運用を開始し、その普及を図るとともに、和歌山県と協力して統計データの利活用支援、人材育成、共同研究等に取り組む。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に基づき、具体的な取組を進める。
- ・ICTを活用した国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)については、「移転基本方針」に沿って、実証実験の試行・検討を進める。
- ・移転対象研究機関と地域企業の共同研究が始まるなど、既に移転の取組の成果が得られつつあることから、こうした成果の展開を図りつつ、地方創生推進交付金や地方大学の振興などの必要な施策を講じながら、これらの成果を地域イノベーションの進展等につなげていく。
- ・今後の政府関係機関の地方移転の取組については、有識者からの意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを行い、2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

◎サテライトオフィスを活用した地方における中央省庁の機能発揮